



家具転倒防止器具の助成

事業名	家具転倒防止対策促進事業		
ここが ポイント	事業開始から 20 年が経過し、住宅を取り巻く環境も変化していることから、助成内容を一部見直すとともに、これまでに助成を受けた世帯も再度申請できるようにします。	区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時（ <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続） <input checked="" type="checkbox"/> レベルアップ <input type="checkbox"/> 継続

災害発生時、自宅に被害がない場合は在宅避難が原則となっています。区では平成 18 年度から、区に住民登録をしている世帯を対象に 1 回限りの助成として、家具の転倒や食器類の飛び出しを防止する器具を無償で現物支給しています。

事業開始から 20 年が経過し、住宅を取り巻く環境も変化していることから、助成内容を一部見直すとともに、これまでに助成を受けた世帯も再度申請できるようにします。

家具転倒防止器具の助成 概要

世帯人数のポイント数に応じた器具を、申請に基づき支給します。



対象 港区に住民登録のある世帯

令和 8 年度
見直しの内容

- 過去の申請履歴をリセット
*ただしリセット後の助成も 1 世帯 1 回のみ
- ポイント数の拡充
- 助成対象用品のラインナップを一部変更

世帯人数	令和 7 年度	令和 8 年度
ひとり及び 2 人世帯	150 ポイント	200 ポイント
3 人以上世帯	195 ポイント	250 ポイント

自力で器具等を取り付けることが困難な世帯には、取り付けを支援します。



問合せ	防災課（地域防災支援係）
	課長： 井上（いのうえ） 03-3578-2540
	係長： 山田（やまだ） 03-3578-2516